

医療機関等を受診された被災者の方々へ

平成 24 年 3 月 1 日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

免除を受けることができる期限と対象者

東京電力福島原発事故による警戒区域等（注）のすべての住民の方

平成 25 年 2 月 28 日まで

東日本大震災による被災区域（警戒区域等（注）以外）の住民の方

平成 24 年 9 月 30 日まで

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の自己負担の免除は、
平成 24 年 2 月 29 日までとなります。

免除証明書の交付について

免除証明書交付済みの方

- ・新しい免除証明書（有効期限を延長したもの）を発行します。
- ・本人申請は不要です。
- ・会社（人事部）経由で 2 月下旬に送付します。有効期限切れの免除証明書は回収します。

免除証明書未交付の方

- ・「一部負担金免除申請書」を記入して頂き、被災要件に応じて、被災されたことがわかる書類を添付して、健康保険組合へ提出をお願いします。（本人申請が必要です）

（注）「警戒区域等」とは、

警戒区域
計画的避難区域
旧緊急時避難準備区域
特定避難勧奨地点（ホットスポット）
と指定された 4 つの区域等をいいます。

<窓口負担が免除される方>

- （1）災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- （2）以下のいずれかに該当する方
住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
主たる生計維持者の行方が不明である方
主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方